

「(仮称)みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」骨子(案)

はじめに

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行等により、支援が必要な世帯や複合的な生活課題を抱える世帯が増えています。このような中、国は地域共生社会（※）の実現を目指し、住民と関係機関が協力して地域の生活課題の解決に取り組むことを推進しています。

本市においても、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」（令和3年度～7年度）（以下、前計画）において、地域住民や多様な主体が参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組んできました。

引き続き令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「（仮称）みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」（以下、本計画）を策定し、これまでの取り組みを基盤に地域共生社会の実現を目指します。



※地域共生社会

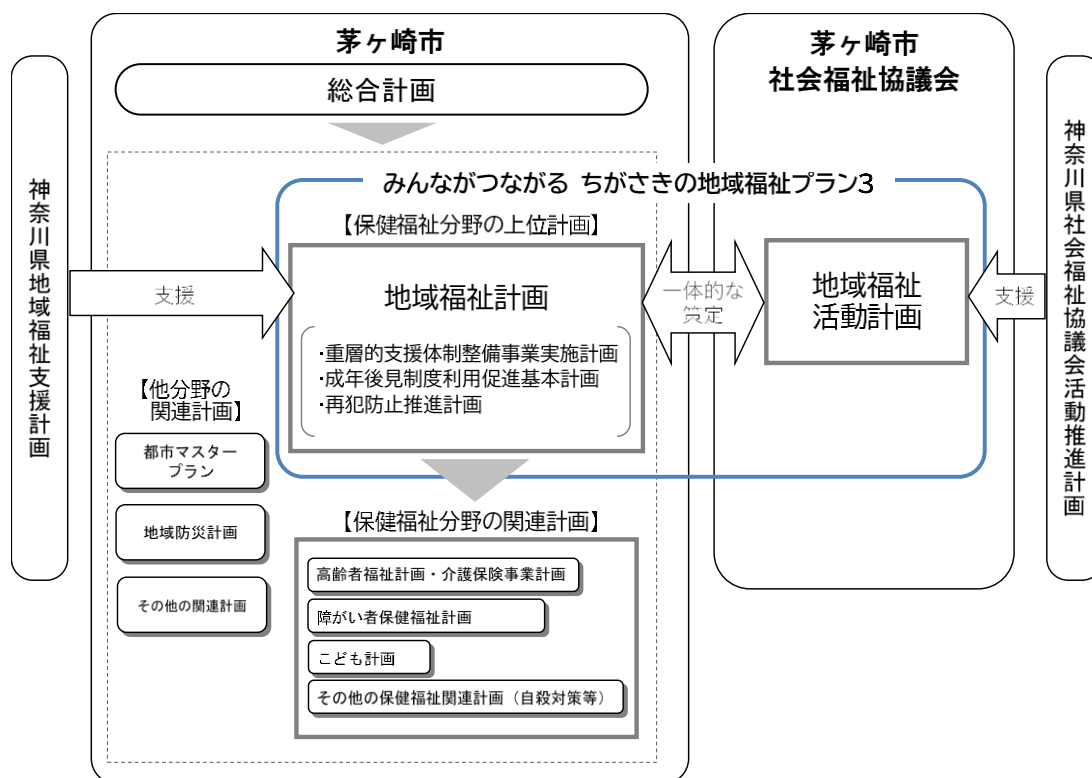
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）

2 計画の位置づけ・構成

本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、市社協）の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政や住民、地域福祉活動団体、事業所など地域に関わる人や資源の役割や協働を明確化することで、より実効性のある計画とします。

なお、「地域福祉計画」は、本市の福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の取り組みを総合的に推進するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を「地域福祉計画」に包含します。



※**重層的支援体制整備事業実施計画**(社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項)：

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するための計画

※**成年後見制度利用促進基本計画**(成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 14 条)：

権利擁護の支援として、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する成年後見制度の利用の促進を図るための計画

※**再犯防止推進計画**(再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条第 1 項)：

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進のため、福祉的な関りで更生支援に向けた地域づくりをすすめるための計画

3 計画期間

市の総合計画の計画期間(令和 3～12 年度)の下半期にあたる「令和 8 年度から令和 12 年度まで」の 5 か年とし、総合計画との整合を図ります。

4 計画における地域の捉え方

地域：「私たち市民が住んでいる地域」としてとらえ、区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を対象に言い表すときに用います。

地区：まちづから協議会等の圏域(13 地区)における特定区域のことを対象に言い表すときに用います。概ね中学校区程度の範囲です。

第一部 これまでやってきたこと

1 前計画期間における主な社会変化・法改正等

- 少子高齢化、ライフスタイルの多様化等による生活課題の複合・複雑化
- コロナ禍を経た経済活動、生活様式の変化(令和2年以降)
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行(令和3年4月)
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定(令和4年3月)
- 第二次再犯防止推進計画 閣議決定(令和5年3月)
- こども基本法 施行(令和5年4月)
- 孤独・孤立対策推進法 施行(令和6年4月)
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行(令和6年4月)
- 生活困窮者自立支援法 改正(令和6年4月)

2 茅ヶ崎市の現状

- 基礎データ(人口と世帯数の推計／高齢化率等)
- 地域福祉に関する市民の意識

①令和6年度茅ヶ崎市市民意識調査(令和6年10月)

住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民3000人を対象として、茅ヶ崎市のまちづくりの“実感”について、子育てや地域経済など全49項目に関する「満足度」と「重要度」を調査しました。「地域福祉」に関する項目「ともに見守り支え合う地域の体制」については、「満足度」「重要度」とともに、全49項目の平均値を上回り、「現状維持を図る項目」に分類されています。

②地域福祉推進のためのアンケート調査(令和7年3月)

集計中

③地域福祉を考えるワークショップ(令和6年11月～令和7年3月〔13地区〕)

集計中

3 前計画の振り返り

前計画初年度の令和3年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な活動の制限がありましたが、SNSの活用等、新たな手段を講じながら取組みを継続しました。市内全13地区における地域ネットワーク会議の設置(3年度)、包括的支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業の開始(4年度)、茅ヶ崎市成年後見支援センターの開所(5年度)等、様々な主体の参画により、地域の支え合いの仕組みづくりを進めることができました。

●基本目標ごとの振り返り

基本目標1 つながる	
取り組みの方向性	多様性の理解・啓発 / 居場所づくり / 互いがつながる・受け止め合う関係づくり
現状	・様々な個性や属性を持つ人たちを受け入れる意識を醸成するため、企業の社員研修や出前講座などの福祉教育を行いました。 ・疾病や障がい、困難など課題を抱える人たちがボランティア活動の担い手になるなど、「支える側」と「支えられる側」という関係を越えた機会が生まれました。 ・誰でも参加しやすいカフェ形式のサロン、子ども等を対象とした地域食堂、夏休みの子どもの居場所など、多種多様な居場所づくりが進みました。
課題	・多様性の理解促進を継続するとともに、学んだことを活かす機会をつくること。 ・様々な人たちがつながる間口を拡げること。 ・一過性で終わることなく、継続的なつながりを構築すること。

基本目標2 活動する	
取り組みの方向性	地域の活動にかかる情報発信 / できることを活かせる機会づくり / 担い手の育成・支援
現状	・地域の活動内容等を様々な人たちに届けるため、SNS などのデジタル媒体を活用して情報発信を行いました。 ・農業従事者や企業・商店など、福祉分野以外の団体や機関が参画する機会を創出しました。
課題	・様々な人たちに情報を届けるために、多様な方法で情報発信をすること。 ・これまで参加していない人も含めて、参加してみたいと思えるような活動機会を増やすこと。 ・地域の活動の新たな創出や既存の活動を継続していくために必要な担い手を確保すること。

基本目標3 支え合う	
取り組みの方向性	地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり 連携強化 / 相談支援体制の充実 / 権利擁護の促進
現状	・地区支援ネットワーク会議が全ての地区で組織され、多様な団体や機関などが参加したことにより、地区の福祉課題解決やネットワーク強化につながりました。 ・複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を開始し、多様な団体や機関などとの連携を図るための包括的な支援体制を整備しました。 ・茅ヶ崎市成年後見支援センターを設置し、判断能力が十分でない方の暮らしを支える体制の整備を進めました。
課題	・福祉分野以外の団体や機関を含めた体制づくりに取り組むこと。 ・既存の制度や事業を中心とした支援ではなく、その人、その世帯を中心とした支援に取り組むこと。 ・支援につながりにくい人たち(福祉的な課題を抱えていることがわかりにくい人たち)の支援に取り組むこと。

第二部(これからみんなで取り組むこと)

1 計画の基本的な考え方

●基本理念

本市では、これまで前計画の基本理念として「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を掲げ、地域共生社会の実現に向けて、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、「個人の尊重」と「その人らしい暮らしの実現」に向けた取り組みを推進してきました。近年、少子高齢化の進行、個人の価値観の多様化など、社会情勢が変化するなかにおいても、前計画に掲げる基本理念の考え方は重要であり、本計画においてもこれを継承し、誰もが人や資源と出会い、つながり続け、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、
心豊かに暮らせるまちをつくります

●基本目標

基本理念の実現に向け、前計画から継承する3つの基本目標を掲げ、取り組みを推進します。

基本目標1 つながる	地域に、様々な人と出会い、 互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。
基本目標2 活動する	それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、 誰もが活躍できる地域づくりを進めます。
基本目標3 支え合う	誰もが安心して暮らせる地域になるよう、 みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

2 計画の展開

●基本目標別の展開

3つの基本目標の達成に向けて、これまでの振り返りで明らかになった課題を踏まえ、取り組むべき方向性を示し、その方向性に沿った取り組みを進めていきます。

なお、計画の推進にあたっては、重層的支援体制整備事業実施計画（※1）に基づき、地域住民一人一人の課題解決を目指す「個別支援」と、地域全体の課題解決と支え合いの仕組みづくりを目指す「地域づくり」を両輪で進める「包括的支援体制」を構築し、多様な主体と共に、相互に支え合う地域づくりを目指します。

基本目標1 つながる	
取り組みの方向性	多様性の理解促進 / 出会い・つながりづくり / つながりの継続
主な取り組み	・ 交流による相互理解の促進 ・ 出会いが生まれるきっかけづくり ・ 多様な居場所づくり ・ つながり続ける工夫

基本目標2 活動する	
取り組みの方向性	地域活動の活性化につながる情報発信 / 地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり
主な取り組み	・ 参加・活動したくなる情報を届ける工夫 ・ 多様な主体ができることを活かせる機会の拡充 ・ 担い手の育成・支援

基本目標3 支え合う	
取り組みの方向性	地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化 / 本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実 / 地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり
主な取り組み	・ ネットワークの拡充・強化 ・ 本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり ・ 本人らしい暮らしを支える体制づくり （第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画（※2）） ・ 福祉的な関りで地域社会での暮らしを支える体制づくり （第一期茅ヶ崎市再犯防止推進計画（※3））

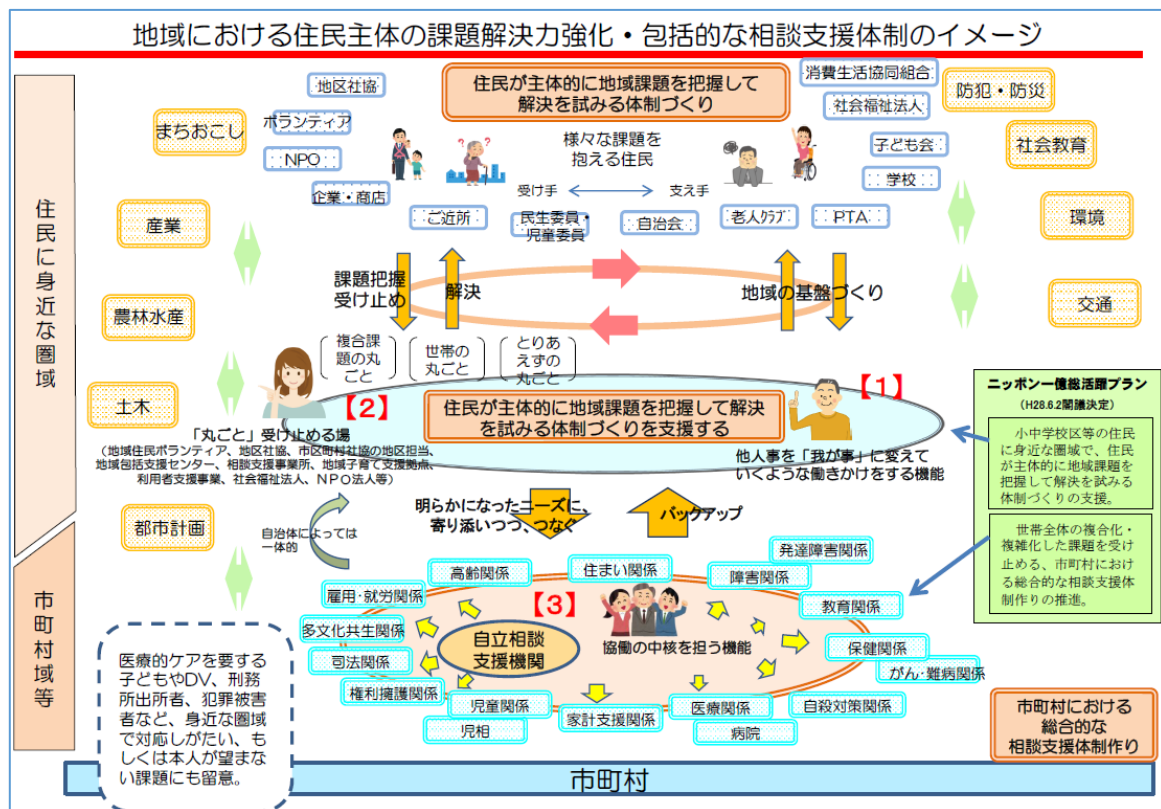
※1「重層的支援体制整備事業実施計画」について

本市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの各分野において実施されている既存事業の取り組みを活かしつつ、令和4年度からさらなる包括的な支援体制整備のため社会福祉法第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）を実施しています。同法第106条の5の規定により「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、この計画に基づき、既存の相談機関や支援ネットワークで対応が難しい支援ニーズを地域全体で支え合う体制を構築します。

【重層的支援体制整備事業において実施する事業】



※重層的支援体制整備事業に関する詳細は、資料編をご参照ください。



※2 「第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事の判断をする能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見人等を選任して、本人の暮らしや財産を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行う制度です。

判断力が不十分であっても、地域の中で安心して暮らせることは、誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に不可欠です。そのため前計画では、地域福祉プランの構成要素の一つに「第一期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」を加え、本人（判断能力が十分でない方）の権利が守られる地域づくりの促進を図ってきました。

「第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」では、前プランに引き続き、「基本目標 3 支え合う」の主な取り組みの一つとして位置づけ、制度の理解促進と適正な運用、地域連携ネットワークの機能強化、意思決定の支援、担い手の育成等、地域共生社会の実現と判断能力が十分でない方の権利擁護の強化に向けた取り組みを一体的に推進します。なお、「第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」は「成年後見制度の利用促進に関する法律」第 14 条第 1 項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

※3 「第一期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」について

本計画では、「基本目標 3 支え合う」の主な取り組みの一つとして、新たに「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」を位置づけました。この項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく「第一期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」であり、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人たちへの社会復帰支援のあり方を定めるものとなっています。

刑事施設や少年院から地域社会に戻る人々のなかには、貧困、孤立、依存症、精神疾患など、さまざまな福祉的課題を抱え、安定した生活への拠り所となるような場や人とのつながりがないことなどから、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。誰もが一人の人間として尊重される地域共生社会の実現には、こうした人たちへの住居・就労の確保等、適切な福祉サービスを提供する自立支援や、再犯防止に関する地域の理解を促進するための周知啓発活動、保護司会など地域の民間ボランティア団体等との連携づくりなど、福祉的な取り組みの推進が重要であることから、本計画に再犯防止の取り組みを組み込むことで、福祉的な支援により地域全体で再犯を防止できる体制づくりを進めます。

3 計画の推進に向けて

本計画は、社会環境や経済情勢の変化、制度改正、多様化する生活ニーズに応じて、効果的に推進する必要があります。計画の進行管理には、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会や地域福祉活動計画推進委員会が関与し、進捗状況の把握や評価を行います。また、社会環境の急激な変化や法改正があれば、計画の見直しも行います。両委員会は合同開催等を通じて連携・調整し、積極的に計画の推進を図ります。

資料編

- 1 根拠法令等
- 2 計画策定の体制及び経過
- 3 地域福祉プラン2の計画指標に関する資料
- 4 地域福祉に関連する統計データ
- 5 重層的支援体制整備事業に関する資料
- 6 成年後見制度に関する資料
- 7 再犯防止の取り組みに関する資料
- 8 地域福祉推進のためのアンケート調査
- 9 計画策定にかかる意見交換会
- 10 パブリックコメントの実施結果
- 11 語句説明